

令和6年度
定期監査報告書

市民環境部（一部）
アステ市民プラザ
産業振興課
文化・観光・スポーツ課

美化衛生部
美化推進課
衛生管理課

川西市監査委員

令和7年2月19日

川西市長

越 田 謙治郎 様

川西市監査委員 石 田 有 司

川西市監査委員 向 山 愛 子

川西市監査委員 平 岡 譲

定期監査報告書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定に基づき提出します。

記

令和6年度	市民環境部（一部） アステ市民プラザ 産業振興課 文化・観光・スポーツ課
	美化衛生部 美化推進課 衛生管理課

定期監査報告書

1 監査の基準

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定に基づき、川西市監査基準（令和 2 年監査委員告示第 5 号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項）

3 監査の対象

下記の監査対象部局に対して、令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日）の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施した。

また、必要に応じて地方自治法第 199 条第 2 項に基づく事務の執行についても監査を実施した。

市民環境部（一部）

アステ市民プラザ、産業振興課、文化・観光・スポーツ課

美化衛生部

美化推進課、衛生管理課

4 監査事務の引継ぎ

監査中に議会選出監査委員の就退任があったので、前任者 中井 成郷 監査委員（令和 6 年 10 月 24 日退任）が行った監査事務は、後任者 平岡 譲 監査委員（同年 10 月 25 日就任）が引き継いだ。

5 監査の着眼点及び主な実施内容

監査対象部局に対し、上記 3 に関する書類の提出を求め、予算の執行が適正かつ効率的に行われているか、財務に関する事務が法令の諸規定に準拠して処理されているかを着眼点として、関係書類を調査するとともに、関係職員から弁明、見解等の聴取を行った。

なお、現地調査は上記対象部局のほか、以下の施設について行った。

市民環境部：弓道場

美化衛生部：し尿中継所、斎場

6 監査の実施場所及び日程

実施場所：監査委員室、監査委員事務局及び監査対象部局

実施日程：令和 6 年 10 月 22 日から 7 年 2 月 4 日まで

7 監査の結果

上記 1 から 6（4 を除く）までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

しかし、事務の一部に改善、検討を要する事例が見受けられたため、適正な事務の執行に留意されたい（指摘事項等は、それぞれ監査時点のものである）。

なお、留意、改善すべき事項のうち、軽微な事項については、その都度、口頭で指示したので省略している。

(注)本報告書における表示方法は、下記のとおりである。

- (1) 文中の金額 万円単位で表示している場合、表示単位未満の端数は切捨て
- (2) 文中・表中の比率 表示単位未満の端数は、四捨五入

《 アステ市民プラザ 》

1 アステ市民プラザの業務の見直しについて

アステ市民プラザは、午前9時から午後10時まで開館し(12月29日から1月3日を除く。)、50分を1区分として貸室を行うほか、午前9時から午後9時までは、貸室申込みのほか、証明書発行や、市・県民税、市上下水道料金等の公金の収納を行っている。

当プラザの貸室には、食事や飲酒が可能なアステホールをはじめ、ダンス等の多様な利用が可能なマルチスペース、会議等に利用可能なルームや子育て支援ルーム、作品の展示が可能なギャラリーなどがある。また、一部の空き室やギャラリーを40歳未満の市民を対象に、自主学習を支援する自習室として開放している。

当プラザの利用率を上げる取組として他施設の開館時間が短縮したことに伴う夜間グループの受入れを行っているが、午後8時以降の夜間の利用は低調である。また、証明書発行枚数は令和4年度は6,704枚、5年度は5,336枚、6年度(4月1日から9月30日まで)は2,670枚であり、証明書発行枚数は減少傾向にある。

当プラザの貸室業務については、利用時間帯、貸室別に利用率を分析し、市民の利便性を勘案しつつも、貸室の効果的、効率的な運用を検討されたい。また、窓口業務については、貸室業務の運用を考慮した上で業務の見直しを行い、変則勤務を行う職員の負担軽減を図られたい。

《 産業振興課 》

1 加茂井堰（ファブリダム）の今後の対応について

加茂井堰（以下「井堰」という。）は農業用かんがい井堰で、洪水時に猪名川の水位が一定値を超えた場合に、自動制御でゴム製井堰が倒伏し、下流に放流する構造となっている。井堰を活用し、当市では農業用水の確保を、池田市では水道水の確保を行っている。

井堰の保守点検等の運用経費については、「加茂井堰の運用経費に係る負担金に関する協定書」（令和2年4月1日締結）に基づき、負担割合を当市が7か月/12か月、池田市が5か月/12か月としている。

令和13年度に井堰本体の耐用年数30年が経過するため、今後、井堰の更新等についての検討が必要である。受益者である農業従事者が減少する一方、井堰の更新には多額の費用や長期に渡る工事を要するため、国や県の補助金活用のほか、更新の是非や別水源の確保など、様々な角度からの検討を加える必要がある。

こうした検討には、池田市をはじめとする関係機関との連携が不可欠である。関係機関との協力体制を築き、検討課題を洗い出し、精査するなど活発な意見交換を行うため、早期に計画的に協議を行うよう取り組まれない。

2 遊休農地の解消に向けた農業委員会との連携について

都市化の進展による耕作面積の減少、農業従事者の高齢化等による収益性の低下により、営農意欲が薄らぎ、担い手不足のため遊休農地（＊）が増加している。

課では農業委員会と連携し、令和3年度に農地バンクを創設し、農地の売買・貸借につなげるほか、川西市民ファーマー制度実施要領を改正し、市民ファーマーの登録要件を緩和することにより、就農を目指している人が円滑に農業へ参入できるよう取り組んでいる。また、新規就農希望者を対象に圃場での実習等を行う農業担い手づくり事業を実施している。

農業委員会においても、遊休農地の解消のため、農地パトロールや農地利用希望者とのマッチングなどを行っていることから、農業委員会と連携し、遊休農地の解消に向けて取り組まれない。

（＊）遊休農地

- ・1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない。
- ・周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている。

（農林水産省ホームページより抜粋）

3 物品の管理について

課では特定外来生物等を捕獲する目的で猟友会会員に捕獲装置を貸し出している。課に対し、捕獲装置の貸出状況等の把握について確認したところ、各会員にどの捕獲装置を何台貸し出しているかなど、貸出状況が把握できていなかった。また、川西市財務規則（平成5年規則第11号。以下「財務規則」という。）第123条の規定に基づき、会計管理者が毎年度、市備品台帳と現物の照合状況を照会しているが、課では適切な照合を行わず「報告漏れ・訂正等はありません」と回答していた。

課では、捕獲装置の所在等を把握するため、現在各会員に照会を行っており、令和7年3月

から4月頃に所在等について把握を完了し、その後、管理台帳の整備を予定しているが、管理台帳の整備は期限を定め、早急に取り組まれない。

また、管理台帳は、市備品台帳の備品番号、物品名称及び形式型番と整合がとれるように整備するとともに、捕獲装置を貸し出すときは、財務規則第117条の規定に基づき、借用証を徴するか、若しくは貸与簿に借受人から借用した旨の署名をさせるなど、物品の適切な管理に取り組まれない。

4 一者単独随意契約について

本来、地方自治法（昭和22年法律第67号）においては、機会均等の理念や手続の公正性の確保、価格面など経済性の観点から一般競争入札による契約を原則とするが、商工振興事業、中心市街地活性化推進事業及び労働者支援事業に関わる委託業務について、継続的に一者単独随意契約を行っているものが6事業あった。

一者単独随意契約を採用する理由について、課では、業務自体の特殊性から継続的に実施することで効果をより発揮できること、及び、事業者・商業施設・起業家等との信頼関係の構築や複雑な連携・調整が可能であることとしている。

しかしながら、事業によっては近隣自治体においても同様の事業が確認されており、事業自体の特殊性があるとは言えないものや、事業実績が目標値を下回っており効果を発揮しているとは言えないものも見受けられる。

委託業務の特殊性、継続性による効果等を勘案しつつ、継続的かつ安定的に業務の実施を担保することができるよう、一者単独随意契約の有効性を継続的に様々な指標等を用い多角的に評価を行われたい。

また、その結果、一者単独随意契約の効果が見られないと判断されたものについては、公募型プロポーザルや入札の実施など効果的な契約手法を検討されたい。

《 文化・観光・スポーツ課 》

1 課におけるスケジュール管理等について

今回定期監査を実施するにあたり、監査資料を令和 6 年 10 月 22 日までに提出するよう課に依頼したところ期日に至っても資料の提出がなく、事務局からの催促の後 10 月 31 日に資料が提出された。

資料の提出が遅れた要因について確認したところ、課が所管するイベント業務が重複し業務が多忙であったことや、人員不足等により、課内でのスケジュール管理が適正に行えていなかったとのことであった。

適正にスケジュール管理を行うために、どの時期にどの程度の業務量が発生するのか業務棚卸を行うことで可視化するなど、スケジュールの管理と併せて年間の業務の平準化に努められたい。

また、業務を整理することで、適正に業務を遂行するためにどの程度の人員が必要かを精査し、慢性的なマンパワー不足に陥っているのであれば、部内や庁内で調整を行うなど、適正な業務執行のための対策を検討することが望まれる。

2 黒川里山センター使用に係る使用料減免について

「川西市黒川里山センターの設置及び管理に関する条例施行規則」（令和 5 年規則第 12 号。以下「規則」という。）第 7 条第 2 項において、使用料の減免を受けようとするものは、減免申請書を提出しなければならない旨が定められている。また、指定管理者と締結する「川西市黒川里山センターの管理に関する基本協定書」第 9 条では、指定管理者の業務として減免に関する業務を定めている。

減免を受けている利用者について減免手続を確認したところ、主に行政機関による利用に関して、規則で定められる減免申請書を徴取せずに使用料の減免が行われていた。

今後は指定管理者に十分な説明を行い、減免時には減免申請書を徴取することだが、定期的にモニタリング等を実施することで業務の実施状況を把握し、法令等を遵守した運営が行われていることを適宜確認するよう努められたい。

3 指定管理者の運営に係るモニタリングについて

課では複数の施設について、指定管理による運営（一部 P F I 事業による）を行っている。

「川西市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」（平成 17 年条例第 7 号）第 10 条では、指定管理者は毎年度終了後 2 か月を限度として市長等が定める期間内に、その管理する公の施設に関する事業報告書及び収支決算書を提出すること、また、市は提出のあった事業報告書及び収支計算書について、専門的知識を有する者の評価を受けなければならない、と定められている。

評価の方法については、まず指定管理者が自己評価を行った後、指定管理者の自己評価を踏まえて市が評価を行い、指定管理者と市の評価を踏まえて、専門的知識を有する者による外部からの評価を受けることとしている。

課が管理する指定管理施設について、令和 5 年度の運営に対する評価を確認したところ、7 年 1 月現在においても専門的知識を有する者による外部からの評価は行われていなかった。本

来は決算処理の一環として適切な時期に全ての評価を完了して公表すべきであるが、業務が多忙であることや、引継ぎの不足等により業務が整理できておらず、実施できていないとのことであった。

モニタリングの実施は業務運営上の不備や不正の発見につながるだけでなく、市と指定管理者双方が改善点等を認識し、今後の運営に活かすうえで重要なプロセスであるため、事業完了後速やかに適正な方法で実施されたい。

4 東久代運動公園不法占用物撤去等に係る求償金について

東久代運動公園管理事務所南側の市占用地に放置されていた不法占用物について、課は令和3年度に行政代執行により不法占用物を撤去運搬及び処分した。撤去運搬及び処分にかかった費用約293万円については、不法占用者に対し費用の請求を行っているものの、未だ納付には至っていない。

課では現在財産調査を行うなど、収納に向けた取組を行っているが、今後も継続するとともに、必要に応じて弁護士等の専門家による回収を行うなど、確実な収納につながるような方策を講じられたい。

5 課における適正な業務執行について

今回定期監査を実施するにあたり、課における財務会計行為等を確認したところ、以下のような不適正な事務が散見された。

- ・同一の収入又は支出について、二重に調定処理又は支出負担行為が行われている事例
- ・スポーツ施設使用料について、本来事業者から報告される1か月分の利用実績を元に毎月調定処理を行うべきものを失念していた事例
- ・東久代運動公園不法占用物撤去等に係る求償金について、年度当初に滞納繰越調定処理を行うべきものを失念していた事例
- ・文書管理システムにおける決裁文書等について、修正前の事案について廃案処理がなされておらず、同一の事案について二重の決裁行為が存在する事例
- ・支出負担行為書の簿冊について、同一の支出負担行為書が重複して綴られていたり、過年度の支出負担行為書が綴られていたりするなど、書類の整理が適正でない事例
- ・川西市文化振興事業補助金について、令和6年9月に「川西市文化協会補助金交付要綱」の改正手続を行い、補助金額算定の取扱いを変更したが、同要綱の施行日を4月1日に遡及したため、既に交付済の補助金について、改正前の要綱を適用して補助金を算定していた事例
- ・川西市スポーツ少年団補助金（本部）について、交付決定通知の日付は令和6年5月2日付で発出されているが、申請書類の不備等により、交付決定に係る決裁文書は8月6日に起案され、補助の交付対象となる事業の開催日（5月5日）より後に決裁行為が行われていた事例

このような事務の誤り等は事務そのものが不適正であるだけでなく、不適正な事務により問題が生じた場合に、その解決のために更なる事務負担が生じてしまう。

課では施設の管理やイベント開催等、多くの事業を管理しており、課内での引継ぎや業務の整理が十分に行えていないと推察される。

限られたマンパワーで対応するために、業務を整理して課題等が生じている事務を洗い出し、重大な課題が生じているものから改善を図るなど、適正に業務を遂行できるよう取り組まれたい。

また、定例的な業務については業務に関連する要綱や財務規則等に基づき、チェックすべき項目等を精査したうえで業務ごとにチェックシートを作成するなどして、事務を適正かつ遅滞なく執行できるよう改善を図られたい。

《 美化推進課 》

1 川西市一般廃棄物処理基本計画について

市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとされている。これに基づき、市では、令和 6(2024)年度から 13(2031)年度までの川西市一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）を 6 年 3 月に改定し、公表（ホームページ）している。また、基本計画の実施のために必要な事業について定めた実施計画を毎年度作成し、公表（告示）している。

基本計画の概要は、基本理念を「ともに取り組み 目指そう 持続可能な循環型社会」として、長期的かつ総合的な方向性を示し、ごみ減量と循環型社会の形成を目標としている。この目標を着実に達成するために 45 の具体的施策のうち、5 つを重点施策としている。

今後、基本計画の実行にあたっては、廃棄物処理を取り巻く状況変化、住民の要望等を踏まえた上で、収集・運搬の効率化、ごみの排出抑制・再資源化の推進等について十分検討するとともに、住民・事業者等の協力のあり方などについても検討されたい。

《 衛生管理課 》

1 前回定期監査時の改善要望事項等において改善が見受けられない事例について

前回定期監査時の改善要望事項等について、現在の状況を確認したところ、以下のような改善できていない事例が散見された。

なお、令和5年度から環境衛生課から業務の移管を受けている。

- ・し尿処理手数料に関して、川西市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収等に関する条例（昭和40年条例第32号）に定める督促手数料の徴収を行っていなかったことについて、具体的な検討に至っていなかった事例
- ・市が行う指定管理者のモニタリング項目の見直しができていなかった事例
- ・川西市斎場に係る指定管理者選定委員会会議の会議録について、市政情報コーナーに会議録を公表できていなかった事例

このような改善ができていないことについて、理由を確認すると、環境衛生課からの業務移管時に、監査委員からの改善要望事項等の引継ぎができていなかったことによるものであった。

監査委員から指摘を受けたことを重く受け止め、指摘事項の改善を図るとともに、監査委員から指摘を受けた事項については、確実に引継ぎを行われない。

2 残骨灰に含まれる有価物の取扱いの変更について

残骨灰とは、火葬及び遺族が収骨を行った後に残された骨や灰のことであり、残骨灰には骨片や棺・副葬品の燃え残り、歯科治療などで用いられた金、銀、パラジウムといった有価物（希少金属）が含まれる。

残骨灰に含まれる有価物（以下「有価物」という。）の取扱いについて、従来は個人の尊厳や遺族の心情に配慮し、適正な環境保全処理と供養地への丁寧な埋葬を主眼として、市は有価物を売却しなかったが、指定管理者と締結した「川西市斎場の管理運営に関する基本協定書」において、斎場の運営費用や炉の修繕等の費用に充てることを目的として、令和6年度から有価物の売却から得た収入はすべて市の歳入とする取扱いに変更されている。

6年度の有価物の取扱いに関する住民監査請求の際に、監査委員の意見として、「市はホームページなど市民に伝わる形で、残骨灰に含まれる有価物の取扱いを変更させた経緯やその詳細をわかりやすく説明し、理解を求めるとともに、残骨灰に含まれる有価物の売却収入を斎場の適切かつ安定的な運営と施設やサービスの充実に充てていくなど、この収入が市民の利益に繋がるよう利用者や市民へより丁寧な説明を尽くされたい。」と示している。

市においてはこれまで故人の尊厳や遺族の心情等に配慮してきたものの、審議会の意見や他市の動向等を踏まえ、有価物の取扱いを変更した。しかし、ホームページを確認すると、変更した経緯とその詳細についての記載はない。

有価物の取扱いの変更は、遺族における残骨灰への心情を疎かにしてもよいということではないため、取扱いを変更した経緯とその詳細について丁寧に記載されたい。

また、ホームページでは、引き続き遺族感情や遺体への尊厳に配慮しつつ、収骨後の遺骨は、供養地への埋葬を行い、有価物を売却し得られた収入は、斎場管理運営費の財源として大切に活用するとして一連の流れを掲載し、市民から理解を求めている内容となっているが、一方、

斎場の利用者に対しては、そのような一連の流れの説明はなく、有価物の売却に伴う収入を斎場の運営費用や炉の修繕等の費用に充てることについての説明もできていないため、チラシを配るなど、丁寧な説明を尽くされたい。